

奈良県告示第四百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域として平成二十年八月奈良県告示第二百十六号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
桜井市黒崎（〇〇三）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
桜井市黒崎（〇〇四）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。